

別表イ. 安定型最終処分場の 廃止基準		地下水				放流水				浸透水			
		基準値		年間測定回数		基準値		年間測定回数		基準値		年間測定回数	
		基準省令	要綱	基準省令	要綱	基準省令	要綱	基準省令	要綱	基準省令	要綱	基準省令	要綱
1	アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと。		1						検出されないこと。	※	—	1
2	水銀 (mg/l)	≦0.0005		1						≦0.0005	※	—	1
3	カドミウム (mg/l)	≦0.003		1						≦0.003	※	—	1
4	鉛 (mg/l)	≦0.01		1						≦0.01	※	—	1
5	有機燐 (mg/l)										≦1		1
6	六価クロム (mg/l)	≦0.05		1						≦0.05	※	—	1
7	砒素 (mg/l)	≦0.01		1						≦0.01	※	—	1
8	シアン (mg/l)	検出されないこと。		1						検出されないこと。	※	—	1
9	ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	検出されないこと。		1						検出されないこと。	※	—	1
10	トリクロロエチレン (mg/l)	≦0.01		1						≦0.01	※	—	1
11	テトラクロロエチレン (mg/l)	≦0.01		1						≦0.01	※	—	1
12	ジクロロメタン (mg/l)	≦0.02		1						≦0.02	※	—	1
13	四塩化炭素 (mg/l)	≦0.002		1						≦0.002	※	—	1
14	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	≦0.004		1						≦0.004	※	—	1
15	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	≦0.1		1						≦0.1	※	—	1
16	1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	≦0.04		1						≦0.04	※	—	1
17	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	≦1		1						≦1	※	—	1
18	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	≦0.006		1						≦0.006	※	—	1
19	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	≦0.002		1						≦0.002	※	—	1
20	チウラム (mg/l)	≦0.006		1						≦0.006	※	—	1
21	シマジン (mg/l)	≦0.003		1						≦0.003	※	—	1
22	チオベンカルブ (mg/l)	≦0.02		1						≦0.02	※	—	1
23	ベンゼン (mg/l)	≦0.01		1						≦0.01	※	—	1
24	セレン (mg/l)	≦0.01		1						≦0.01	※	—	1
25	1,4-ジオキサン (mg/l)	≦0.05		1						≦0.05	※	—	1
26	ほう素 (mg/l)										≦50 (230)		1
27	ふっ素 (mg/l)										≦15		1
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)										≦200		1
29	水素イオン濃度 (水素指数)										5.8~8.6(5.0~9.0)		1
30	生物化学的酸素要求量 (mg/l)									≦20	※	—	12
31	化学的酸素要求量 (mg/l)										≦20		12
32	浮遊物質 (mg/l)										≦40		12
33	ノルマルヘキササン抽出物質含有量	鉱油類 (mg/l)									≦5		1
34		動植物油脂類 (mg/l)									≦30		1
35	フェノール類 (mg/l)										≦5		1
36	銅 (mg/l)										≦3		1
37	亜鉛 (mg/l)										≦2		1
38	溶解性鉄 (mg/l)										≦10		1
39	溶解性マンガン (mg/l)										≦10		1
40	クロム (mg/l)										≦2		1
41	大腸菌群数 (個/cm ³)										日間平均≦3000		1
42	窒素 (mg/l)										≦120 (日間平均≦60)		1
43	磷 (mg/l)										≦16 (日間平均≦8)		1
44	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) (mg/l)	≦0.002		1						≦0.002	※	—	1
45	外観										放流先の水を著しく変化させるような色及び濁りのないこと。		12
46	臭気										放流先の水に著しく臭気を帯させるような排水でないこと。		12

※基準省令では期間についての定めはないが、要綱では廃止の直前2年以上にわたり継続して基準に適合する必要がある。